

セーフティネット（SN）保証5号の認定について（新型コロナウイルス感染症拡大）

■SN 保証 5 号認定について

SN 保証4号の認定は、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号に基づき、(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置です

※ 雲仙市産業部商工労政課(または各総合支所)に申請書類を提出してください。

■SN 保証 5 号認定の対象者及び条件

1. 指定業種に属する事業を行っており、雲仙市において 3 か月以上継続して事業を行っていること。
2. 新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近 1 か月間の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して **5%以上**減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して **5%以上**減少することが見込まれること。

■SN 保証 5 号認定に必要な書類

※書類の不足や記入などの不備がある場合は認定できませんので、提出前によく確認してください。

<input type="checkbox"/>	1、中小企業信用保険法第2条第5項第 5 号の規定による認定申請書 ×2部
<input type="checkbox"/>	2、雲仙市で 3 か月以上事業を行っていることがわかる書類(登記簿の写し、土地・建物の賃貸契約書の写し、営業許認可証の写し、決算書等、期間や住所がわかるものをそろえること。)
<input type="checkbox"/>	3、月別売上表(所定様式)
<input type="checkbox"/>	4、月別売上表の数字の根拠となる書類(月別に記された残高試算表、売上台帳または決算書などの写し。売上見込みの根拠資料がある場合は添付すること。)
<input type="checkbox"/>	5、営業許認可証等の写し(許認可を必要とする業種の場合)
<input type="checkbox"/>	6、委任状(金融機関が代理して提出する場合)

■注意点

- ※ 認定申請書は、法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人の場合は事業実体のある事業所の所在地に提出してください。
- ※ 原則、認定書交付は申請書提出の翌開庁日となります(認定書交付まで1日程度かかります。)
- ※ 雲仙市の認定は融資を保証するものではありません。融資を受けるには、別途、金融機関の審査が必要です。金融機関の審査の結果によっては融資が受けられない場合があります。
- ※ 認定書の有効期限は認定日から 30 日間です。有効期限内に金融機関に融資をお申込ください。

■問い合わせ・提出先



雲仙市観光商工部商工労政課(本庁別館 1 階 12 番窓口) 雲仙市吾妻町牛口名 714
電話 0957-38-3111 / ファクシミリ 0957-38-3205 / 電子メール shokorosei@city.unzen.lg.jp
または 各総合支所地域振興課まで